

違反広告物は撤去(処分)されますよ!

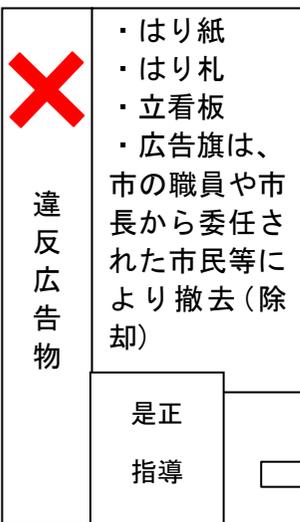
“はり紙、はり札、広告旗、立看板”は、県条例に違反して掲出されている場合、屋外広告物法に基づき、「市職員、市長から委任された違反簡易広告物除却推進員など」の手で、予告なく撤去されることがあります。

その他の違反広告物についても、所定の手続きに従って措置されることがあります。

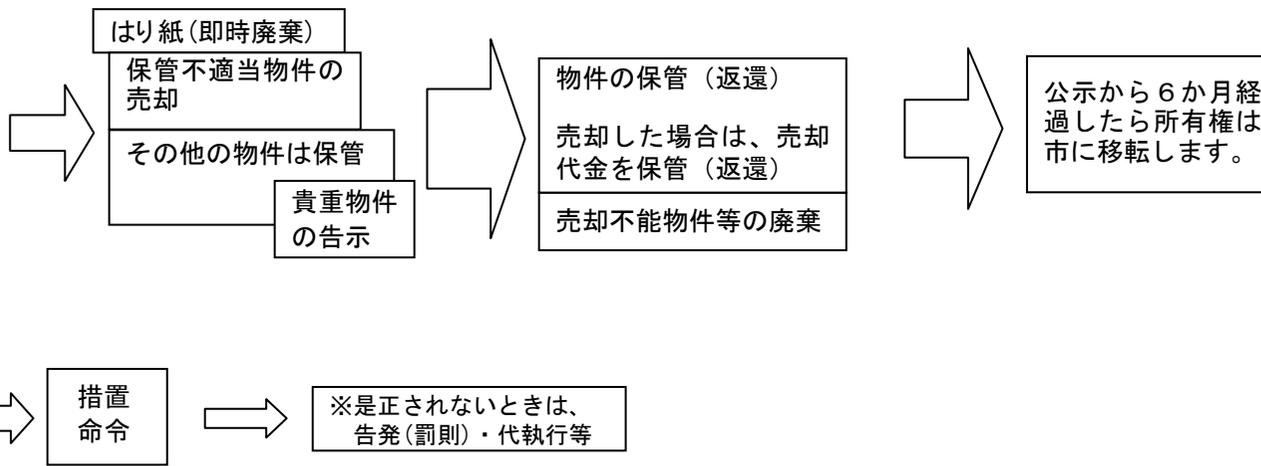


適
法
告
告
な
物

- ・許可を得ているもの
- ・法に基づいて掲出するもの
- ・許可を必要としないもの



※除却した物件を【公示】(保管物件一覧簿で公開・返還)
公示後6か月経過したとき、所有権は市に移ります。



- はり紙は、除却時に廃棄します。
- 除却したその他の広告物等は、返還するための公示をします。
 - ・ 公示場所は、市役所と各出張所の掲示板です。
 - ・ はり札、広告旗、立看板は、公示の日から2日間掲示します。
 - ・ その他の広告物等は、公示の日から14日間掲示します。
- 除却物件の一覧簿を用意していますので、関係者は、公示日から6月間、市役所の道路維持課で閲覧できます。
- 特に貴重な広告物等で、公示しても所有者等が不明な場合は、公示期間満了後に当該物件のみをあらためて告示します。
- 保管した広告物等は、次に掲げる時期に売却することがあります。
 - ・ 特に貴重な広告物等は、公示日から3月経過後
 - ・ その他の広告物等は、公示期間満了後
- 保管期間中で、廃棄されていない場合は、広告物等の関係者のお申し出により返還しますので、身分証明書及び当該広告物等の所有者であることを証明するものをお持ちのうえ、市役所の道路維持課または建築指導課にお越しく下さい。
- 公示の日から6月間が経過したときは、広告物等は市の所有になります。